

事 務 連 絡

令和5年11月20日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

東日本大震災に伴う前金払及び中間前金払の特例措置について

平素より、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の施行に際し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県及び福島県をいう。以下同じ。）では、日常生活や経済活動の基盤となる公共インフラの整備を通じて、迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、国土交通省直轄工事に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第2条第3号に規定する公共工事の代価の前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）の特例措置（別添参照）を講じているところです。

今般、この特例措置につきまして、被災3県の復旧・復興状況等を踏まえ、令和6年度以降は、被災3県以外の都道府県と同様の割合及び範囲とすることといたしました。なお、経過措置につきましては、別途通知する予定です。

貴職におかれましては、本件についてご了知いただき、貴団体傘下の建設業者に周知いただきますようお願いいたします。

国官会第24146号
令和5年3月28日

財務大臣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫

公共工事の代価の前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合
<p>(工 事) 1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事 (土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。) において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費。</p> <p>(設計又は調査) 1 件の請負代価が 300 万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費 (当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(測 量) 1 件の請負代価が 200 万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費 (当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費。</p> <p>(機械類の製造) 契約価格が 3,000 万円以上で納入までに 3 か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類 (本項中「工事用機械類」という。) の製造に必要な経費 (契約価格が 3,000 万円未満であっても、当該契約中に単価 1,000 万円以上で、納入までに 3 か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)。</p>	<p>請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4.5) 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 5 (被災地域において行われるものについては 10 分の 5.5) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 3.5) 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4.5) 以内。</p> <p>請負代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 3.5) 以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の 10 分の 4 (被災地域において行われるものについては 10 分の 4.5) 以内。</p> <p>製造代価の 10 分の 3 (被災地域において行われるものについては 10 分の 3.5) 以内。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財計第1820号
令和5年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣 鈴木 俊一

公共工事の代価の前金払について

令和5年3月28日付国官会第24146号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。

国官会第24147号
令和5年3月28日

財務大臣 殿

国土交通大臣
齊藤 鉄夫

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年度における一般会計及び特別会計歳出予算（前年度から繰り越した経費を含む。）に係る予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号。以下「臨時特例」という。）第2条第3号に規定する公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社により中間前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価の中間前金払の範囲及び割合については、別紙に掲げるところにより実施したく、臨時特例第4条の規定により、協議する。

(別紙)

範 囲	割 合	支 払 の 条 件
<p>1 件の請負代価が 1, 0 0 0 万円以上で、かつ、工期が 1 5 0 日以上土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。以下同じ。）<u>（ただし、被災地域において行われる工事については 1 件の請負代価が 3 0 0 万円以上のものとする。）</u>において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。） 、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。</p>	<p>請負代価の 1 0 分の 2 以内。</p>	<p>(1) 工期の 2 分の 1 を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 (2) 工事の進捗額が当該契約額の 2 分の 1 以上であること。</p>

(注) 被災地域とは、岩手県、宮城県及び福島県の全ての市町村をいう。

財計第1821号
令和5年3月30日

国土交通大臣 殿

財務大臣 鈴木 俊一

公共工事の代価の中間前金払について

令和5年3月28日付国官会第24147号をもって協議のあった標記のことについては、異存のない旨回答する。